

令和8年度 市町村による住宅建設等への支援制度調査票 喜多方建設事務所管内

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	企画政策部	地域振興課	きたかたぐらし推進室	0241-24-5306	移住者住宅取得支援事業補助金	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/iju-info/23805.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/iju-info/23805.html</a>	住宅新築・取得	補助金	移住促進を目的に、新築及び中古の住宅取得に要する費用の一部を助成するもの。新築・中古の別、世帯構成、年齢等により補助金額が異なる。 【新築の場合】補助率1/5 ○40歳未満・最大160万円（県外転入者（県補助）） ○40歳以上・最大80万円（県外転入者（県補助）） 【中古の場合】補助率1/2 ○最大40万円（県外転入者（県補助））	以下のすべてを満たす者 ①基準日（所有権保存登記日または所有権移転登記日）の10年前から福島県へ転入する日までの間、福島県に住居登録がないこと。 ②上記①における福島県への転入日が、基準日の前2年以内または基準日以降であること。
喜多方市	市民部	市民生活課	環境政策推進室	0241-24-5208	屋根上太陽光発電等導入加速化事業	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kanryo/44363.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kanryo/44363.html</a>	省エネルギー化	補助金	①太陽光発電設備 受給最大電力1kWあたり7万円 上記に関わらず ・ソーラーカーポートを導入する場合は、補助対象経費の3分の1を乗じた額 ・建材一体型太陽光設備（窓）を導入する場合は、補助対象経費に5分の3を乗じた額 ・建材一体型太陽光設備（壁）を導入する場合は、補助対象経費に2分の1を乗じた額 ②蓄電池設備（太陽光発電設備と同時設置に限る。） 補助対象経費の1/3(上限50万円)	①発電した電気の内、年間に渡る自家消費率が30%以上となること。 ②発電設備にあつては、FIT及びFIPの認定を取得しないこと。 ③処分制限期間内においてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ④蓄電池設備にあつては、蓄電容量あたり15.5万円/kwh以下の設備であること。 ⑤国や県などから補助金、交付金その他これらに類する助成金の交付を受けていないこと。
喜多方市	保健福祉部	社会福祉課	障がい福祉係	0241-24-5276	日常生活用具給付事業（居宅生活動作補装用具＜住宅改修＞）	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/syafuku/13264.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/syafuku/13264.html</a>	バリアフリー化	その他	市内に居住する身体障がい者等に対する住宅改修について助成を行う。障がい者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの ・手すりの設置 ・スロープ等の設置（床段差の解消） ・滑り防止及び円滑な移動のための床又は通路の材質の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器への便器の取り替え ・その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ・補助額最大20万円（原則1回限り） ※工事施工前に申請が必要	①下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する年齢以上の身体障がい児・者であつて障害等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上のもの） ②難病患者等であつて下肢又は体幹機能に障がいのあるもの
喜多方市	保健福祉部	高齢福祉課	いきがい支援班	高齢福祉課 (0241-24-5230)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		住宅関係	補助金	手摺の設置や段差解消等の小規模住宅改修を行う場合の費用の一部を助成します。 工事施工前の申請が必要となります。 対象工事の3/4の助成（補助金最大15万円）	在宅の60歳以上の者（要介護及び要支援の認定を受けているものを除く。）で、次に定める要件を満たしている者 ① 住民基本台帳に登録された住所地に現に居住する者 ② 住民税非課税世帯に属していること ③ 世帯員全員に市税、介護保険料に滞納がないこと ④ 同一世帯内で過去にこの事業による助成を受けたことのないこと ⑤ 基本チェックリストの基準に該当する事業対象者相当の状態にあること（実態調査実施）
喜多方市	保健福祉部	高齢福祉課	いきがい支援班	高齢福祉課 (0241-24-5230)	高齢者にやさしい住まいエアコン設置助成事業	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/koufuku/19157.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/koufuku/19157.html</a>	その他	補助金	エアコン本体、設置にかかる費用の助成を行います。 購入前の申請が必要です。 購入、設置にかかる費用の3/4の助成（補助金最大5万円）	市内に住所を有し現に居住する高齢者のみの世帯で以下の要件を満たす世帯 ① 住民税非課税世帯に属していること ② 自宅内にエアコンが未設置であること ③ 世帯員全員に市税、介護保険料に滞納がないこと ④ 過去に本事業による助成を受けていないこと
喜多方市	建設部	都市整備課	営繕住宅班	0241-24-5246	喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/oshiseibi/49502.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/oshiseibi/49502.html</a>	耐震化	その他	耐震診断事業（補強計画策定含む） 個人負担 11,000円	事業対象者は、次のいずれかの者 ①住宅の所有者 ②住宅の賃借者（自ら居住する賃貸住宅に限る。） ③住宅の購入予定者（自ら居住するために購入する住宅に限る。） 対象住宅は、喜多方市内に存し、次の要件をすべて満たすもの ①工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。） ②在来軸組工法、伝統的工法（土蔵を除く）、枠組壁工法等による木造る階建て以下の住宅 ③別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅 ④過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅
喜多方市	建設部	都市整備課	営繕住宅班	0241-24-5246	喜多方市ブロック塀等安全対策事業	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/oshiseibi/49504.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/oshiseibi/49504.html</a>	耐震化	その他	地震等により倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却、建替え、改修工事費の2/3を補助（上限15万円）	補助対象事業 次の①～③をすべて満たし、(1)～(4)のいずれかに該当する事業 ①市内に存する避難路沿いにあるもの ②地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却等 ③市内に本店又は支店等を置く施工者による工事であること (1)ブロック塀等の除却及び除却によって生じた廃棄物の運搬及び処分 ②除却によって生じた存置部の取り合いの補修 ③対象となるブロック塀等を除却し、除去した場所へのブロック塀等の新設 ④既存のブロック塀等の補強

※詳細については、各窓口にお問い合わせください。（一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。）

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	建設部	都市整備課	営繕住宅班	0241-24-5246	喜多方市木造住宅耐震化支援事業	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/49503.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/49503.html</a>	耐震化	その他	耐震化工事に要する費用の5分の4以内の額を補助 ただし、次に掲げる工事区分に応じて補助上限額あり ・一般耐震改修工事 1,400,000円 ・簡易耐震改修工事 840,000円 ・部分耐震改修工事 840,000円 ・現地建替工事 1,400,000円 耐震改修と併せて行うリフォーム工事費用の2分の1以内の額を補助 (上限20万円) 耐震改修工事期間中の仮住まいへの引越費用の2分の1以内の額を補助 (上限6万円)	耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない住宅等 【補助の対象となる住宅】 喜多方市内に存し、次の①～⑤の要件をすべて満たすもの。ただし、現地建替工事の場合は、①～⑧の要件をすべて満たすこと。 ①居住専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）であるもの。 ②昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法（土蔵を除く）、枠組壁工法による3階建て以下の既存不適格住宅。 ③耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの、かつ、市長が耐震改修等について勧告を行ったもの。 ④補助金の交付決定年度内に、耐震化工事が完了するもの。 ⑤過去に、当該事業により補助を受けていない住宅 ⑥避難路沿道に存するもの。 ⑦現地建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存するもの。 ⑧現地建替後の住宅は、省エネ基準に適合するもの。
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	蔵保存改修補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/23758.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/23758.html</a>	その他	補助金	①在来工法による改修工事（屋根改修、壁補修、本体木工事等）の10%補助 ②その他改修工事（壁改修、格子扉及び格子窓改修、本体改修、雨どい改修、基礎改修等）の5%補助 ①、②合わせて上限10万円補助	①喜多方市に存する蔵を在来工法で改修工事を行う所有者 ②喜多方市に存する蔵を在来工法以外で改修工事を行う所有者
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	老朽危険空き家等解体撤去補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html</a>	空き家	補助金	市の空き家等対策計画に基づく判定においてC判定となった個人が所有する老朽危険空き家等の解体撤去費用の1/3で上限50万円補助	・登記事項証明書に記載されている者またはその相続人 ・未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 ・1年以上使用されていないもの
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	空き家等解体撤去促進補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html</a>	空き家	補助金	市の空き家対策計画に基づく判定においてB判定となった個人が所有する空き家等の解体撤去費用の1/10で上限15万円補助	・登記事項証明書に記載されている者またはその相続人 ・未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 ・1年以上使用されていない空き家
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	空き家改修支援事業補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html</a>	空き家	補助金	空き家バンクを通じて購入または賃借した住宅の改修補助 市外からの転入者は改修費の1/2で上限50万円 市民は改修費の1/2で上限25万円	・市に定住する目的で空き家バンクで購入または賃借した住宅を自ら改修するもの ・改修した住宅に5年以上定住することを誓約するもの
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	空き家等相続登記等支援補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html</a>	空き家	補助金	相続したい空き家等の相続登記又は未登記建物の登記費用の1/2で上限5万円を補助	・空き家等の管理者またはその相続人 ・1年以上使用されていない空き家（空き家バンク登録を目的としている場合は除く。） ・補助対象者が非課税である者または空き家バンク登録が目的で相続登記を行う者
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	空き家家財道具等処分支援事業補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html</a>	空き家	補助金	空き家の家財道具等の処分費用の1/2で上限10万円を補助	・空き家バンクに登録する空き家を所有している者 ・空き家バンクに登録された建物を購入又は賃借の契約を行った者 ・個人が所有するもので、現に賃貸又は販売目的で管理している建築物でないもの
喜多方市	建設部	都市整備課	建築景観係	0241-24-5267	空き家境界確定支援事業補助金	<a href="http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html">http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/to-shiseibi/16510.html</a>	空き家	補助金	空き家バンクへの登録を目的とした土地の境界確定に係る費用の1/2で上限15万円を補助	・空き家バンク登録を希望し、登録後2年間継続して空き家バンク登録を行う者（ただし、賃貸登録を除く） ・個人が所有するもので、補助金の交付決定日以降に着手し、当該交付年度内に完了するもの
喜多方市	建設部	上下水道課	下水道総務係	0241-24-5250	喜多方市浄化槽設置整備事業補助金	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/39369.htm">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/39369.htm</a>	環境対策	補助金	【対象区域】 公共下水道等整備区域以外の市内全域 【補助額】 ○転換 ・5人槽・・・414,000円 ・7人槽・・・474,000円 ・10人槽・・・660,000円 ○撤去 ・くみ取り便槽撤去・・・120,000円 ・単独処理浄化槽撤去・・・150,000円 ○「新築」又は「設置後30年を経過したもの又は災害により破損した浄化槽の入替」 ・5人槽・・・176,000円 ・7人槽・・・220,000円 ・10人槽・・・294,000円 ○配管設置 ・配管設置（既設配管撤去含む）・・・330,000円 ※既設単独処理浄化槽及び汲取便槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する転換事業に限る	【対象者】 公共下水道事業等の認可区域外で専用住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が1/2以上）に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	建設部	上下水道課	下水道総務係	0241-24-5250	喜多方市浄化槽排水設備工事費 利子補給助金	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/39369.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/39369.html</a>	環境対策	利子補給	【対象者】 ○喜多方市浄化槽設置整備事業補助金・転換補助金交付決定者 【支援内容】 ○水洗化工事及び排水設備工事に伴う資金の借入（1件100万円以内）を市が幹旋し、これに伴う利子を市が全額負担する	【対象工事】 ・水洗化工事 器具購入費、器具取付費、給水工事及び大工工事 ・排水設備 浄化槽本体の設置工事を除く排水管布設工事 【その他の要件】 ・市税及び受益者負担金等を滞納していないこと ・保証人1名が必要
喜多方市	建設部	上下水道課	下水道計画管理班	0241-24-5248	喜多方市排水設備設置工事費補助金	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/898.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/898.html</a>	環境対策	補助金	【対象者】 ○公共下水道及び排水処理正接に接続する排水設備を設置しようとする者 【支援内容】 ○排水設備設置工事費（60万円以内）の5%を補助する	【対象工事】 下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域内で供用開始の日から3年以内の工事 【その他の要件】 市税及び受益者負担金等を滞納していないこと
喜多方市	建設部	上下水道課	下水道計画管理班	0241-24-5248	喜多方市排水設備設置工事費利子補給助金	<a href="https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/898.html">https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/jogesui/898.html</a>	環境対策	利子補給	【対象者】 ○公共下水道及び排水処理正接に接続する排水設備を設置しようとする者 【支援内容】 ○工事に伴う資金の借入（1件60万円以内）を市が幹旋し、これに伴う利子を市が全額負担する	【対象工事】 下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域内で供用開始の日から3年以内の工事 【その他の要件等】 ・市税及び受益者負担金等を滞納していないこと ・保証人1名が必要 ・返済は、5年以内（60カ月以内）の元金均等償還
北塩原村	建設課	建設係		0241-23-3261	北塩原村空き家改修補助金	<a href="https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/soshiki/kensetsu/5461.html">https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/soshiki/kensetsu/5461.html</a>	空き家	補助金	・補助対象経費（消費税を除く）の2分の1（千円未満の端数切捨て） ・限度額150万円	【対象の空き家】 (1) 村の空き家バンクに登録された空き家であること。 (2) 専用住宅であること。（併用住宅の場合、居住部分を対象） 【対象者】 (1) 移住のために空き家を改修し使用する方。 (2) 村内の賃借住宅に居住している方で、空き家を改修し引き続き村内に居住する方。 (3) 村内居住者で、特別な事情により現住居に居住できなくなり、空き家を改修し引き続き村内に居住する方。 【対象の工事費】 空き家の住宅機能向上の為に工事 改築、増築、修繕など
北塩原村	建設課	建設係		0241-23-3261	北塩原村空き家等解体補助金	<a href="https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/soshiki/kensetsu/5472.html">https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/soshiki/kensetsu/5472.html</a>	空き家	補助金	・補助対象経費（消費税を除く）の3分の1（千円未満の端数切捨て） ・限度額50万円	【対象者】 (1) 登記事項証明書に記載されている方。 (※未登記時は固定資産税納税通知書に記載されている方) (2) (1)の法定相続人。 (3) その他。（※村が空き家等を管理するに相当と認める方） 【対象の空き家】 (1) 倒壊のおそれがあるもの。 (2) 著しく景観を損ねるもの。 (3) 利活用の見込みがないもの。 【対象の工事費】 解体撤去の工事費。 解体撤去工事の廃棄物等の収集運搬および処分費。 解体撤去工事、廃棄物等の処分に付随する経費。
北塩原村	建設課	建設係		0241-23-3261	北塩原村空き家財道具処分等補助金	<a href="https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/soshiki/kensetsu/5480.html">https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/soshiki/kensetsu/5480.html</a>	空き家	補助金	・補助対象経費の2分の1（千円未満の端数切捨て） ※住民税非課税世帯の場合10分の10 ・限度額 20万円	【対象者】 (1) 村の空き家バンクに登録された空き家の所有者で、売買契約または賃貸借契約が成立した者。 (2) 村移住定住促進空き家活用住宅に登録する意思がある空き家の所有者で、村との賃借契約が成立した者。 【対象経費】 (1) 家財家具等の処分等を一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者へ委託する経費。 (2) 家財の移設を受託する経費。 (3) 家電リサイクル法指定の家電製品を処分する経費。 (4) 敷地内の樹木伐採、草刈等を委託する経費。 (5) 遺品整理作業、ハウスクリーニング、排水管清掃などを委託する経費。※家財家具等の販売を目的にしている場合対象外
北塩原村	総務企画課	企画室		0241-23-3112	北塩原村移住促進住宅取得支援事業	<a href="https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/site/jju/1120.html">https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/site/jju/1120.html</a>	住宅新築・取得	補助金	村へ移住し、住宅を取得された方への住宅取得費用補助 【補助額】 ○補助基本額：県外から160万円（内県費80万円）・県内移住80万円 ○地域活性化要件加算：県外から60万円（各20万）・県内移住30万円（各10万） ※加算要件：①若年子育て世帯②村内就業③村内事業者施工住宅 【補助率】住宅取得経費の1/2	【対象者】 ・対象住宅を自ら居住するために取得（新築・中古建売住宅購入）した村外移住者 ・対象住宅に5年間に上定住する者（行政加入必須） 【対象経費】 住宅取得経費（外構・土地取得を除く）
北塩原村	総務企画課	企画室		0241-23-3112	北塩原村若者定住住宅取得支援事業補助金	<a href="https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/site/jju/3662.html">https://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/site/jju/3662.html</a>	住宅新築・取得	補助金	村内在住若者子育て世帯で新たに住宅を取得をする方への住宅取得費用補助 【補助額】 ○補助基本額：100万円 ○地域活性化要件加算：20万円（各10万） ※加算要件：①子育て世帯加算③村内事業者施工住宅 【補助率】住宅取得経費の1/2	【対象者】 ・対象住宅を自ら居住するために取得（新築・中古建売住宅購入）した村内在住の若者子育て世帯（配偶者がいる45歳未満が義務教育以下の子に在る世帯） ・対象住宅に5年間に上定住する者（行政加入必須） 【対象経費】 住宅取得経費（外構・土地取得を除く）

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
北塩原村		建設課	建設係	0241-23-3261	北塩原村木造住宅耐震診断者派遣事業	作成中	耐震化	その他	村が建築士等を派遣して耐震診断等をする。 自己負担 6,000円	(1) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。) (2) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (3) 別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅 (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
北塩原村		建設課	建設係	0241-23-3261	北塩原村木造住宅耐震改修支援事業	作成中	耐震化	補助金	耐震改修工事費用の5分の4以内かつ 一般耐震改修工事 1,200,000円以内 簡易耐震改修工事 720,000円以内 部分耐震改修工事 720,000円以内	(1) 専用住宅または併用住宅。(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの) (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の既存不適格住宅。 (3) 平成17年7月1日付の福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領または同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 (4) 補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの。 (5) 以前に当補助金の交付を受け耐震改修工事を行ったことが無いもの。
西会津町		建設水道課	管理係	0241-45-4530	木造住宅耐震診断 木造住宅耐震改修		耐震化	補助金	1 西会津町木造住宅耐震診断促進事業 木造住宅の耐震診断を行う建築士等を派遣して耐震診断する。 2 西会津町木造住宅耐震改修促進事業補助金 (1) 一般耐震改修工事 補助対象事業費の額の2分の1以内(140万円上限) (2) 簡易耐震改修工事 補助対象事業費の額の2分の1以内(84万円上限) (3) 部分耐震改修工事 補助対象事業費の額の2分の1以内(84万円上限)	西会津町木造住宅耐震診断促進事業の対象要件(一部掲載) 対象住宅 (1) 所有者が自ら居住する住宅 (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 西会津町木造住宅耐震改修促進事業補助金の対象要件(一部掲載) 対象住宅 (1) 所有者が自ら居住する住宅 (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4) 耐震診断により耐震基準に適合していないと診断された住宅
西会津町		企画情報課	西会津のある暮らし相談室	0241-45-2230	西会津町定住促進助成事業 (定住住宅整備費補助事業)	<a href="https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html">https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html</a>	住宅新築・取得	補助金	【新築住宅取得：最大100万円】 ・補助基礎額：上限50万円(事業費500万円以上が対象、補助率10%) ・町内事業が施工する場合、50万円を加算できる 【中古住宅取得：最大50万円】 ・補助基礎額：上限50万円(事業費200万円以上が対象、補助率10%) 【住宅改築・増築事業：最大30万円】 ・補助基礎額：上限15万円(事業費100万円以上が対象、補助率10%) ・町内事業が施工する場合、15万円を加算できる	【対象者】 ○以下の要件の全てに該当する者 ・45歳以下で西会津町に住民票を有する者 ・事業を実施する住宅の固定資産税等の納税義務者等である者 ・申請時に町税等の滞納がない者 ・以前に当該補助事業による補助を受けていない者
西会津町		企画情報課	西会津のある暮らし相談室	0241-45-2230	西会津町定住促進助成事業 (空き家整備費補助事業)	<a href="https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html">https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html</a>	空き家	補助金	【空き家改修：最大100万円】 ・補助基礎額：上限100万円(事業費40万円以上が対象、補助率50%) 【空き家登記・相続等：最大40万円】 ・補助基礎額：上限40万円(補助率50%) 【空き家清掃：最大20万円】 ・補助基礎額：上限20万円(補助率50%)	【対象者】 ○次の①また②のいずれかに該当し、かつア～ウの要件を全て満たす者 ①空き家の管理者 ②空き家の名義人(所有者) <要件>ア 空き家の売買契約もしくは賃貸契約の見込みがある者 イ 申請時に町税等の滞納がない者 ウ 以前に当該補助事業による補助を受けていない者 【対象物件】 空き家利活用台帳に登録し、2年以上利活用できる物件として提供する空き家
西会津町		企画情報課	西会津のある暮らし相談室	0241-45-2230	西会津町定住促進助成事業 (移住促進改修費補助事業)	<a href="https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html">https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html</a>	住宅新築・取得	補助金	・最大100万円 ・補助基礎額：上限70万円(事業費100万円以上が対象、補助率50%) ・加算要件：1件ごとに10万円(4要件、ただし30万円を上限とする)	【対象者】 ○以下の要件の全てに該当する者 ・移住しようとする者(移住して5年以内の者を含む) ・事業を実施する住宅の固定資産税等の納税義務者等である者 ・申請時に市区町村税等の滞納がない者 ・以前に当該補助事業による補助を受けていない者
西会津町		企画情報課	西会津のある暮らし相談室	0241-45-2230	来て「にしいづ」住宅取得支援事業	<a href="https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html">https://www.town.nishiazufukushima.jp/site/jyu/16986.html</a>	住宅新築・取得	補助金	【新築住宅取得：最大200万円】 ・補助基礎額：上限100万円(事業費500万円以上が対象、補助率10%) ・申請者が45歳以下の場合や町内事業が施工の場合に、それぞれ50万円を加算できる 【中古住宅取得：最大150万円】 ・補助基礎額：上限100万円(事業費100万円以上が対象、補助率50%) ・申請者が45歳以下の場合、50万円を加算できる ※県外移住者については上記の額と県補助額との合算が可能だが、住宅取得に係る経費の1/2以内とする	【対象者】 ○以下の要件の全てに該当する者 ・移住しようとする者(移住して5年以内の者を含む) ・申請時に市区町村税等の滞納がない者 ・以前に当該補助事業による補助を受けていない者
西会津町		町民税務課	町民生活係	0241-45-2215	空き家等適正管理解体補助金		空き家	補助金	空き家等の解体に係る経費への4/5(上限100万円)の補助	【対象者】 西会津町空き家等の適正管理に関する条例に基づく指導、助言、勧告に従って解体等の措置を講じる者 【対象経費】 空き家等の解体、廃材の運搬、処理に係る経費

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
磐梯町		建設課	建設係	0242-74-1218	磐梯町木造住宅耐震診断促進事業		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断を行う建築士等を派遣し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。	【対象となる木造住宅】(次の要件を全て満たすものが対象) ①所有者が自ら居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 ③在来軸組工法、伝統的工芸及び枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅 【診断費用の個人負担】 1件の診断につき23,400円
磐梯町		建設課	建設係	0242-74-1218	磐梯町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助する。 【補助金額】 (1)一般耐震改修工事：耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ140万円以内 (2)現地建替工事：耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ140万円以内 (3)簡易耐震改修工事：耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ84万円以内 (4)部分耐震改修工事：耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ84万円以内	【対象となる木造住宅】(次の要件を全て満たすものが対象) ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ③耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないもの ④補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの 【対象経費】 耐震改修工事(耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。)に要した費用
磐梯町		行政経営課	人口4000人 戦略推進係	0242-74-1211	住んで「ばんだい」住宅取得支援事業	<a href="https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/jju/jutaku_shutoku.html">https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/jju/jutaku_shutoku.html</a>	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ○県内からの移住・町内居住者 補助基本額：新築住宅70万円、中古住宅50万円 加算額：・年齢要件 20～29歳30万円、30～39歳10万円 ・子育て世帯 子ども一人あたり25万円(上限4人100万円) ・就業要件 10万円(町内事業所勤務、認定農業者、認定新規就農者) ○県外からの移住 ※「来てふくしま住宅取得支援事業」の補助加算あり 補助基本額：町補助額(県内移住と同額)＋県補助額(町と同額、最大70万円) 加算額：町補助額(年齢要件、子育て世帯、就業要件とも県内移住と同額)＋県補助額(年齢要件等10万円、就業要件10万円)	【対象者】 住宅の取得者で、次の条件をすべて満たす者 1 補助金交付年度内に移住もしくは定住が完了していること 2 対象住宅の所有者(持分が2分の1以上)であること 3 市町村税等を滞納していないこと 4 暴力団員等でないこと 【対象住宅】 1 基準日が令和8年4月1日以降であること 2 建築基準法等の関係法令に適合していること 3 延べ床面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと 4 昭和56年5月31日以前の旧耐震住宅で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を完了していること 5 不動産登記を行うことが可能 6 三親等以内の親族から取得したものでないこと
磐梯町		行政経営課	人口4000人 戦略推進係	0242-74-1211	磐梯町空き家改修事業補助金	<a href="https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/kurashi-kankyo/akiya_taisaku_hojokin.html">https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/kurashi-kankyo/akiya_taisaku_hojokin.html</a>	空き家	補助金	【補助額】 ・補助対象経費に相当する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額) ・10万円を限度とする	【対象者】 ・空き家を取得または賃借し、町に5年以上定住する意思のある者 ・空き家の習得または賃借してから1年を経過しないこと ・取得した空き家の相手が補助対象者の配偶者もしくは同居予定者の3親等以内に該当しない者 【補助条件】 ・改修は補助金の交付決定日以降に着手、年度内に完了すること ・店舗兼用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供するもの ・居室、生活に必要な水廻り(台所、浴室、便所)を備えていること ・建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反していないこと又は行政庁からの違反指導を受けていないこと
磐梯町		行政経営課	人口4000人 戦略推進係	0242-74-1211	磐梯町空き家家財道具処分等補助金	<a href="https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/kurashi-kankyo/akiya_taisaku_hojokin.html">https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/kurashi-kankyo/akiya_taisaku_hojokin.html</a>	空き家	補助金	【補助額】 ・補助対象経費に相当する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額) ・10万円を限度とする	【対象者】 ・空き家を取得または賃借し、定住しようとする者 ・空き家を所有し、第三者に対する買値または売値を目的とする者 ・空き家の所有権を有するものまたはその相続人 ・空き家の習得または賃借してから1年を経過しない者 【補助条件】 ・空き家の相手が補助対象者の配偶者若しくは3親等以内に該当しない ・ごみの処分を第三者に委託する場合は、磐梯町生活系ごみ収集運搬業許可業者に委託しない ・家財道具等の販売を目的としない
磐梯町		行政経営課	人口4000人 戦略推進係	0242-74-1211	磐梯町空き家解体撤去費用補助金	<a href="https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/kurashi-kankyo/akiya_taisaku_hojokin.html">https://www.town.bandai.fukushima.jp/site/kurashi-kankyo/akiya_taisaku_hojokin.html</a>	空き家	補助金	【補助額】 ・補助対象経費に相当する額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てた額) ・50万円を限度とする	【対象者】 自己の所有する空き家の解体撤去工事を行う者 【補助条件】 ・建て替えを目的としないこと ・公共事業等の補償の対象となっていないこと ・解体にあたり発生した古材等の販売を目的としないこと ・5年以上空き家であること ・所有権以外の権利が存しない ・空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づく勧告を受けていない建築物 ・補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでない ・昭和56年5月31日以前に着手した建築物または着工した部分を有する建築物

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
猪苗代町		商工観光課	商工観光係	0242-62-2117	猪苗代町定住促進事業補助金	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/site/jju/1730.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/site/jju/1730.html</a>	住宅新築・取得	補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>取得に要した費用の総額（土地の取得費及び設計費を含む。） × 1/10 = 補助金</li> <li>新築住宅取得の場合 上限50万円（県外からの場合 上限110万円）</li> <li>中古住宅取得の場合 上限30万円（県外からの場合 上限70万円）</li> <li>1,000円未満の端数は切り捨て。</li> <li>猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金の交付を受けた方は、その補助金を控除した額となります。</li> </ol>	<p>転入世帯の世帯主で、次の条件を全て満たす方。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月1日以降に転入し、転入日の前3年間に於いて町内に住所を有していないこと。（※1）</li> <li>転入後、5年以内に町内に対象住宅を取得し居住を開始すること。</li> <li>取得に係る契約締結日における世帯主の年齢が満50歳未満であること。</li> <li>本町に10年以上居住する意思があること。</li> <li>1人以上の同居親族を有すること。</li> <li>猪苗代町定住促進事業補助金を過去に受け取っていないこと。</li> <li>本町及び従前の居住地において、世帯全員の市町村税に滞納がないこと。</li> </ol> <p>※1 当該転入者が猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱（平成27年猪苗代町告示第4号）第3条の交付対象者に該当する者である場合を除く。</p>
猪苗代町		企画財務課	企画調整係	0242-62-2112	住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付事業	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/2/1652.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/2/1652.html</a>	省エネルギー化	補助金	1kw当たり15千円 4kw上限	町内に住所を有する者が居住または居住使用とする住宅に設置
猪苗代町		建設課	都市整備係	0242-62-2118	木造住宅耐震診断促進事業	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/8/3420.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/8/3420.html</a>	耐震化	その他	耐震診断者の派遣に要する費用（自己負担6千円）	昭和56年以前に建築された木造住宅
猪苗代町		建設課	都市整備係	0242-62-2118	木造住宅耐震改修支援事業	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/8/3420.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/8/3420.html</a>	耐震化	補助金	耐震改修に要する費用について、140万円を限度に助成する。	耐震診断の結果、耐震改修が必要になった昭和56年以前に建築された木造住宅
猪苗代町		建設課	都市整備係	0242-62-2118	空き家改修等支援事業	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/8/1524.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/8/1524.html</a>	空き家	補助金	<ol style="list-style-type: none"> <li>空き家改修等にかかる費用について240万円を限度に助成する。</li> <li>空き家等の解体に係る費用について80万円を限度に助成する。</li> <li>空き家の状況調査について最大4万円を限度に助成する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>移住者、二地域居住者、子育て世帯、新婚世帯、避難者、被災者が行う空き家の改修・ハウスクリーニング費用</li> <li>移住者、子育て世帯、新婚世帯、被災者、避難者が自ら居住するために必要となる購入した敷地にある空き家等の解体等の費用</li> <li>空き家の所有者等が空き家の状況等を明確にするために行う、調査費用</li> </ol>
猪苗代町		保健福祉課	高齢者福祉係	0242-62-2115	猪苗代町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	-	バリアフリー化	補助金	転倒防止等のため住宅改修事業費の9/10以内で18万円限度	<p>おおむね60歳以上の方で、次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険非該当判定者</li> <li>地域包括支援センターのケアマネージャーが、住宅改修を必要と認める方</li> </ul>
猪苗代町		総務課	防災情報係	0242-62-2111	猪苗代町空き家除去推進事業補助金	-	空き家	補助金	【補助額】 対象工事経費の1/2（最大50万円）	<p>【対象者】・当該空き家の所有者または法定相続人、所有者等から解体撤去について同意を得た人</p> <p>【対象家屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家等（除去後の跡地を地元行政区等10年以上無償貸与されるものに限る）</li> <li>特定空き家等（町が倒壊等の危険性を認めるものに限る）</li> </ul> <p>【対象要件】次に掲げる要件をすべて満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内所在の空き家であること</li> <li>補助金の交付決定日前に工事に着手していないこと</li> <li>補助金の申請年度内に除去工事の完了が見込まれること</li> <li>この補助金以外に除去に係る他の補助金等の交付を受けていないまたは受ける予定がないもの</li> <li>公共事業等による移転等の補償の対象となっていないもの</li> <li>不動産販売または不動産貸付業のために除去を行うものでないこと</li> <li>当該空き家等が複数人の共有である場合または不動産登記の所有権以外の権利の設定がある場合は、当該共有者全員または権利者全員から除去についての同意を得ていること</li> <li>この補助金を同一世帯において過去に受け取っていないこと</li> </ul>
猪苗代町		上下水道課	下水道係	0242-62-5633	猪苗代町浄化槽設置整備事業費補助制度	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/9/3481.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/9/3481.html</a>	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置費補助5～50人槽	下水道処理区域外の建築物に接続する合併処理浄化槽を設置する個人又は法人 継続的に浄化槽を使用する者 町税を完納している者 汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置であること
猪苗代町		上下水道課	下水道係	0242-62-5633	猪苗代町浄化槽維持管理事業費補助制度	<a href="https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/soshiki/9/1367.html">https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/soshiki/9/1367.html</a>	環境対策	補助金	<p>単独処理浄化槽（5～10人槽）6,000円～10,000円（5年間限定）</p> <p>合併処理浄化槽（5～10人槽）10,000円～24,000円</p> <p>窒素リソ除去型浄化槽（5～50人槽）17,000円～92,000円</p> <p>※1年度に1回限り</p>	下水道処理区域外に設置された単独及び合併処理浄化槽の管理者保守点検・清掃の実施及び法定検査を受検している者町税を完納している者
猪苗代町		上下水道課	下水道係	0242-62-5633	猪苗代町水洗便所改造資金融資あっせん、利子補給制度	<a href="https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/9/1202.html">https://www.town.ina.washiro.fukushima.jp/soshiki/9/1202.html</a>	環境対策	利子補給	融資あっせん額は改造工事1件につき100万円以内 利子補給は利子の全額を補助する	町税等を完納している者 町内居住の連帯保証人1名を有している者